

老人クラブ活動助成金 活動経費についての注意事項



高松市が交付する老人クラブ活動助成金は、老人クラブが行う次の3つの活動に必要な経費に限り、支出できることが決められています。

教養活動（教養を高める活動）

社会奉仕活動（地域福祉に関する活動）

スポーツ振興（健康維持・予防に関する活動）

～ どのような活動をすればいいの？ ～

<p>(甲) 教 養 活 動</p>	<ul style="list-style-type: none">・講座教室、研修会、勉強会、脳トレ・寺院などの史跡巡り・美術館、博物館・囲碁、将棋 <p>…など</p>
<p>(乙) 社会奉仕活動</p>	<ul style="list-style-type: none">・清掃活動（公園・神社・道路など）・登下校の見守り・福祉施設やひとり暮らし高齢住宅への訪問（友愛訪問）・子どもとの交流 <p>…など</p>
<p>(丙) スポーツ振興</p>	<ul style="list-style-type: none">・各種スポーツ活動（グランドゴルフなど）・各種スポーツ大会への参加（ゲートボール大会など） <p>※大会は、老人クラブの代表として参加すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ラジオ体操、ウォーキング、体操 <p>…など</p>
<p>(丁) そ の 他 (補助金対象外の活動)</p>	<ul style="list-style-type: none">・役員会、総会・新年会、忘年会、誕生日会、懇親会、娯楽旅行・大衆演劇、映画館、落語などの観劇・赤い羽根募金 <p>…など</p>

【 補助対象外となる経費 】

次のような経費は、補助金対象とはなりません。しかし、活動自体を禁止しているわけではありませんので、「その他」に分類し、会費や参加費など単位クラブの自主財源で賄ってください。

- ① 令和8年度の交付決定額を超える部分
- ② 社会通念上、補助金対象としてふさわしくないと考えられる経費
(本人負担が適当であるもの、個人の利益となるような物品の購入など)
- ③ 補助金対象となる「教養活動・社会奉仕活動・スポーツ振興」を目的とする活動であっても、次のような要素がある場合の該当部分



- ・ 娯楽要素が強いもの
- ・ 飲酒を伴うもの
- ・ 慶弔に関するもの



教養活動、社会奉仕活動、スポーツ振興の活動に必要な経費として支出する場合の補助金対象となる経費・ならない経費の具体例は、次のとおりです。

◆補助金の対象となる…○、補助金の対象とならない…×

費目	内容	対象
消耗品費	・ 文房具(ボールペン、のりなど) ・ 材料費(料理教室の食材、園芸の資材など) ・ 清掃用具(ほうき、ゴミ袋など) ・ 感染症対策用品(活動に使用するマスク、アルコール消毒液など) ・ 各種大会の表彰トロフィー、メダル、盾	○
	・ 供花、供物(盛菓子、提灯など) ・ 商品券、ギフトカード	×
備品費	・ クラブで共有する物	○
	・ 個人で所有する物	×
食糧費	・ 持ち帰り用のお弁当、夕食、酒類	×
	・ 飲み物、お菓子、昼食代など ※原則として対象外ですが、水分補給・栄養補給対策として次頁を上限に認められます。	○

費目	内容	対象	
食糧費	<p>■ 半日（午前あるいは午後のみ）の事業 一人当たり上限 330 円（税込）</p> <p>■ 昼食時間帯を含む事業 一人当たり上限 660 円（税込） …活動の途中に昼食をとる場合に限る。</p>	<p>注意 食糧費には飲料を含みません (例) パン 300 円とお茶 150 円を配布し、 合計 450 円を支出した。この場合、 330 円が補助対象額、差額 120 円は その他の事業費となります。</p>	
	※食糧費について、補助上限を超えた部分については、自主財源で賄ってください。		
報償費	・各種研修などの講師への謝礼金	○	
	・役員手当、日当、クラブ会員への謝金（クラブ会員が講師をした場合の謝金等）	×	
印刷製本費	・資料印刷代、インク代など	○	
旅費 交通費	<p>・公共交通機関料金、タクシー代、ガソリン代、バス賃借料など</p> <p>■ 1 日の活動につき、1 人あたり往復上限 1,000 円（税込） (例) 貸し切りバスを利用して研修旅行を実施。 バス代金は、30 人で 50,000 円支払った。 この場合、1,000 円×30 人=30,000 円が 補助対象経費、20,000 円はその他の事業費となります。</p>	○	
	※交通費について、補助上限を超えた部分については、自主財源で賄ってください。		
	入場料	・補助対象事業に関するもの (美術館、資料館、博物館など)	○
		・娯楽要素が強いもの (映画館、大衆演劇、落語、温泉など)	×
※上映・上演の内容を問わず認められません。			
	・宿泊代	×	
参加費	<p>・他団体が開催する大会・研修などに、老人クラブ活動の一環として参加する場合に限る。</p> <p>※単位クラブ内で行われる大会などにおいて、クラブ会員から徴収した参加費は、決算書の支出の部ではなく、収入の部に計上してください。</p>	○	
使用料及び賃借料	・会場使用料（コミュニティセンター、集会場など）	○	
	・レンタル料（DVD、機器、機材など）	○	
寄付金	・他団体への寄付金、寄贈品、募金、協賛金など	×	
慶弔費	・祝金、見舞金、香典など	×	
負担金	・香川県老人クラブ連合会、高松市老人クラブ連合会、地区老人クラブ連合会、その他団体等への「負担金」	×	

※その他ご不明点等ありましたら長寿福祉課までご連絡ください。